

令和5年度

青少年育成埼玉県民会議通常総会

日時 令和5年5月29日（月）午後1時

場所 埼玉県民健康センター大会議室A及びB



青少年育成埼玉県民会議

青少年育成埼玉県民会議	検索
-------------	----



目

次

1 次 第	1
県民会議感謝状贈呈者	3
第1号議案 令和4年度青少年育成埼玉県民会議事業報告	7
第2号議案 令和4年度青少年育成埼玉県民会議決算	19
第3号議案 令和5年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、 運動の体系及び事業計画（案）	23
第4号議案 令和5年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）	33
2 参考資料	
(1) 青少年育成埼玉県民会議規約	39
(2) 青少年育成埼玉県民会議規約細則	44
(3) 青少年育成埼玉県民会議会員名簿	51
(4) 青少年育成埼玉県民会議役員名簿	61
(5) 青少年育成埼玉県民会議小委員会委員名簿	62

総 会 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 感謝状贈呈

4 研修会

講演 「気持ちを受け止める聴き方

～さいたまチャイルドラインの活動から～」

講師 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン
代表理事 太田久美 氏

5 議 事

第1号議案 令和4年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

第2号議案 令和4年度青少年育成埼玉県民会議決算

第3号議案 令和5年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、
運動の体系及び事業計画（案）

第4号議案 令和5年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

6 その他

7 閉 会

令和5年度青少年育成埼玉県民会議賛助会員感謝状贈呈者

令和5年度 県民会議感謝状贈呈者

[30万円表彰(賛助会員)]

(基準)
30万円(累計)の会費納入(賛助会員)

団 体 名	所在地
生活衛生同業組合埼玉県映画協会	さいたま市
たつみ印刷株式会社	深谷市

[20万円表彰(賛助会員)]

(基準)
20万円(累計)の会費納入(賛助会員)

団 体 名	所在地
赤城乳業株式会社	深谷市
株式会社ハイデイ日高	さいたま市
羽石電気工業株式会社	富士見市

[県民会議事業への協力表彰]

(基準)
県民会議事業への協力(協賛金)の累計50万円

団 体 名	所在地
Humming Bird未来基金	東京都千代田区

青少年育成埼玉県民会議感謝状贈呈基準

1 趣 旨

この基準は、青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）に対する財政的支援に功績のあった個人及び団体に感謝状を贈呈し、その功績を讃え、青少年の健全な育成を促すことを目的とする。

2 対象者

- (1) 会費納入期間が5年を経過した賛助会員（団体）
- (2) 累計で10万円の会費を納入した賛助会員（団体）
- (3) 累計で20万円の会費を納入した賛助会員（以降会費納入額が10万円増加するごとに対象者とする。）（団体）
- (4) 50万円以上の寄付を行ったもの（個人・団体）
- (5) 県民会議事業への協力（少年の主張埼玉県大会、家庭の日ポスターコンクール等への協賛金）の累計が50万円以上のもの（個人・団体）

3 贈呈方法

上記対象者のうち、(1)及び(2)については、感謝状を送付する。

(3)については、対象者となった翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

(4)については、50万円以上の寄付があった翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

(5)については、協賛金の累計が50万円に達した翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

4 選定方法

上記対象者のうち、(1)及び(2)については県民会議事務局で該当する賛助会員を選定する。

(3)ないし(5)については、県民会議事務局で該当するものを選定し、理事会の承認を得て決定する。

第1号議案

令和4年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

令和4年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

第1 夢あふれる若者づくり

1 自立・活躍できる健やかな青少年をつくる

(1) 少年の主張埼玉県大会の実施

8月21日(日)さいたま共済会館大ホールにおいて大会を開催した。

ア 応募数

区分	応募総数	最優秀賞	優秀賞	優良賞	佳作
小学生	19,530	1	1	3	2
中学生	18,285	1	1	3	2
高校生・一般	2,071	1	1	3	2
計	39,886	3	3	9	6

イ 第1次審査(作文審査)

- ・小・中学生の部 令和4年7月8日(金)
- ・高校生・一般の部 令和4年7月1日(金)

ウ 第2次審査(主張大会)

- ・日時 令和4年8月21日(日) 13時～16時45分
- ・会場 さいたま共済会館大ホール
- ・出場者 15名(小学生5名、中学生5名、高校生5名)
- ・来場者 約80人

エ 審査結果(最優秀賞)

(小学生の部) 「『^{ドリームボックス}夢の箱』は、もういない」
さいたま市立西原小学校6年 鈴木 昊一郎

(中学生の部) 「万の言葉の力」
越谷市立中央中学校3年 甲斐 迅翔

(高校生・一般の部) 「アンコンシャス・バイアス」
埼玉県立豊岡高等学校1年 高橋 緒夏

なお、中学生の部最優秀賞の甲斐 迅翔さんは独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「第44回少年の主張全国大会～わたしの主張2022～」に出場し、国立青少年教育振興機構努力賞を受賞した。

上記のほか、協賛企業等の特別賞を発表者15名から以下のとおり決定した。

- 「Humming Bird 未来基金」特別賞（Humming Bird 未来基金） ムフタル フララ
- 「WATABOKU」特別賞（森乳業株式会社） 鈴木 昊一郎
- 「輝け・明るく・裕（ゆたか）に」特別賞（羽石電気工業株式会社） 渡辺 なみえ
- 「ポジティブネット YMCA」特別賞（公益財団法人埼玉YMCA） 高橋 緒夏
- 「埼玉キワニスクラブ」特別賞（埼玉キワニスクラブ） 甲斐 迅翔
- 「Next Action 埼玉りそな銀行」特別賞（埼玉りそな銀行） 高田 真帆
- 「テレ玉」特別賞（テレビ埼玉） 橋本 美羽
- 「埼玉新聞社」特別賞（埼玉新聞社） 土屋 憲太郎

オ 大会成果のPR

作品集冊子を2,100部及び発表動画DVD74枚を作成・配布し大会を広報した。

（2）地域におけるあいさつの実践等

青少年に対する「日常のあいさつ」や「気遣いの声かけ」を、青少年育成推進員（以下「推進員」という。）が中心となって地域で実践した。

（3）県のホームページでの情報提供、啓発

ホームページで県民会議の活動状況などの情報発信を行うとともに広報紙「青少年さいたま」をホームページに掲載した。

（4）啓発資材の貸出

市町村民会議等に対して啓発ビデオの貸し出しを行った。

（4団体、8本）

2 夢と希望にあふれる青少年をつくる

（1）県民運動活性化助成事業補助金の交付

補助団体：18団体 助成額計：628千円（別紙1のとおり）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2団体が事業を中止した。

（2）青少年の夢や希望を育む事業

県との共催で、チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力を育成する職業体験を通し、将来の夢の発見、実現を支援する「リアル体験教室」を行った。（別紙2のとおり）

第2 困難な状況に応じた安心安全な環境づくり

1 インターネットを正しく使える青少年をつくる

（1）業界団体と連携・協働による啓発リーフレットの作成・配付

中学生・高校生を対象にした非行防止リーフレットを作成・配布した。

ア 作成部数 44万2千部

イ 配布時期 7月初旬

ウ 配布対象 県内の全中学生・高校生及びその保護者

(2) インターネット対策のための取組の実施

上記のリーフレットにインターネットの危険性や、フィルタリングの設定、家庭での利用ルール作り等を記載し配布した。

また、学校等からの要請に応じてネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や親子での利用ルール作りの大切さ等を啓発する「子供安全見守り講座」を県内各地で開催するとともに、ネットアドバイザーを新たに養成し、体制の強化を図った。

2 青少年にとって安心安全な環境をつくる

(1) 安心できる居場所づくりの推進

県内における子ども食堂の取組について紹介するなど、居場所づくりについての理解を深める取組を行った。

(2) 青少年を地域で見守り育てる強調週間の実施

例年、7月の第4土曜日を初日とする1週間を「青少年を地域で見守り育てる強調週間」とし、夏休みにおける重点的なパトロールを依頼しているが、令和4年度も新型コロナ感染拡大防止のため、パトロールの強化を依頼しないこととした。

(3) 青少年育成推進団体の委嘱

地域での県民運動を推進するボランティアとして、令和4年度末までに64団体（1,342人）に委嘱した。

(4) 非行防止パトロールほか地域の安心安全活動の実施

市町村や市町村民会議等の活動団体に対し、感染予防に十分配慮した上で、パトロール活動等を実施するよう協力を依頼した。

(5) いじめ問題への取組の実施

11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、県と一体となっていじめを根絶していくため集中的に取り組んだ。また、いじめ防止のための啓発品としてオリジナル葉（1,300部）を作成した。

第3 家族の絆づくり

1 青少年が健やかに育つための家族の絆をつくる

(1) 「家庭の日」ポスターコンクールの実施

ア 応募数

区 分	応募総数	最優秀賞	優秀賞	優良賞	入選
小学生	6,013	1	1	2	33
中学生	900	1	1	2	9
計	6,913	2	2	4	42

イ 審査結果（最優秀賞）

（小学生の部）

「大好きな時間」

桶川市立朝日小学校 4年 永瀬 馨子

（中学生の部）

「世界一おいしいおにぎりの食べ方」

上尾市立原市中学校 3年 落合 純鈴

ウ 表彰式 令和4年11月27日（日）知事公館

エ 展 示

- ・ 令和5年1月11日（水）～1月17日（火）
丸広百貨店 川越店 7階 エンジョイホール
- ・ 令和5年1月27日（金）～2月 3日（金）
県庁3階連絡通路
- ・ 令和5年2月 6日（月）～2月13日（月）
大宮西口DOMショッピングセンター

(2) 家族ふれあいキャンペーンの実施

毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及促進を図るため、18歳未満の子供のいる家庭を対象に「家族ふれあいプレゼント」を実施した。

・ プレゼント内容

こども動物自然公園招待券、さいたま水族館招待券、農林公園収穫体験チケット（4枚1組で各10組）

・ 応募者数 174名（倍率5.8倍）

(3) 家庭及び地域の教育力を高めるための取組の実施

「若者支援のためのネットワークづくり研修会」

第1回

- ・ テーマ 「発達障害の若者の支援くみつけばハウスの実践から」
- ・ 日 時 令和4年7月21日（木）13時30分～17時00分

- ・講師 特定非営利活動法人東京都自閉症協会
副理事長 尾崎 ミオ 氏

第2回

- ・テーマ 「他分野の支援機関との連携」
- ・日時 令和4年11月29日（火）13時30分～17時
- ・講師 認定特定非営利活動法人育て上げネット
執行委員 井村 良英 氏

第3回

- ・テーマ 「1人1台端末時代の大人が知っておきたいこと」
- ・日時 令和5年2月13日（月）13時30分～16時
※オンライン開催
- ・講師 兵庫県立大学環境人間学部
准教授 竹内 和雄 氏

第4 地域での活動づくり

1 地域や関係団体との連携をつくる

(1) 県民会議会員のスキル向上による活動の促進

通常総会において県民会議の会員を対象とした研修を実施した。

ア 日時 令和4年5月26日（木） 県民健康センター

イ 講演会

- ・講師 NPO法人埼玉フードパントリーネットワーク
理事長 草場澄江 氏

- ・テーマ 「地域で子どもを支える

ー子どもが抱える課題と地域の支援ー」

(2) 市町村民会議の活動の促進

(3) 青少年関係団体の活動の促進

(4) 青少年育成推進団体の活動の促進

- ・「市町村民会議全体連絡会議・代表推進員連絡会議」をオンライン開催し、近年の青少年を取り巻く犯罪状況やその対策に資する研修を実施した。

日時 令和4年9月22日（木） オンライン開催

講師 埼玉県警察本部県民安全部少年課 課長補佐 泉山和彦 氏

テーマ 「少年の非行情勢と被害状況について」

- ・「青少年育成市町村民会議の事業概要」を作成し、各団体と情報共有した。

(5) 地域や学校等との連携の強化

地域での県民運動の浸透を図るため、推進員による学校訪問や地域・学校行事への参画などにより地域や学校等との連携を強化した。

また、広報紙「青少年さいたま」を県内小・中・高等学校に配布し、推進団体の活動の周知に努めた。

(6) 基盤の強化

5年会員、または、10万円以上の会費を御協力いただいた賛助会員(団体)2団体について、長年の御支援いただいたことに対する感謝状を贈呈した。

また、賛助会員情報の県ホームページや広報紙「青少年さいたま」への掲載などを行った。

(7) 表彰の実施

優良青少年団体や青少年育成功労者に対する表彰を実施した。

期 日 令和4年11月27日(日)

会 場 知事公館

受賞者 別紙3のとおり

(8) 各種事業の後援

青少年の健全育成に資すると認められる各種事業を後援した。

(9) 県民会議の運営

ア 総会・理事会等の開催

(総会)

令和4年 5月26日(木) 県民健康センター大会議室A・B

(理事会)

令和4年 5月16日(月) 埼玉会館ラウンジ

令和4年10月31日(月) ※書面開催

令和5年 3月23日(木) 知事公館大会議室(オンライン併催)

(小委員会)

令和4年 5月 9日(月) 埼玉教育会館3階303会議室

令和4年10月18日(火) 埼玉会館6階6C会議室

令和5年 2月16日(木) 知事公館中会議室

イ 会議・研修会への出席

・令和4年度関東甲信越静地区青少年育成会議

令和4年5月 静岡県主催の書面開催

令和4年度県民運動活性化助成事業補助金について

単位:円

実施団体名		事業名	交付金額
1	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟	チャレンジチェンジガールスカウト	50,000
2	青少年育成和光市民会議	令和4年度和光市青少年健全育成	50,000
3	青少年育成八潮市民会議	(事業中止) 青少年アニメ・アフレコ体験講座	0
4	青少年育成春日部市民会議	第30回かすかべ郷土かるた大会	50,000
5	桶川市青少年健全育成市民会議	子どものための体験活動事業	50,000
6	川口市青少年保護育成本部	令和4年度子ども自然体験村(デイキャンプ)	50,000
7	八潮市青少年育成推進員協議会	非行防止推進事業	30,000
8	久喜市青少年育成市民会議	青少年啓発推進事業	30,000
9	朝霞市青少年育成市民会議	令和4年度地域安全マップ作製指導員養成講座	30,000
10	青少年健全育成長瀬町民会議	非行防止活動事業	30,000
11	桶川市巡回指導員(青少年育成推進団体)	非行防止活動事業	30,000
12	鴻巣市青少年健全育成市民会議	青少年健全育成「市民のつどい」	30,000
13	鴻巣市青少年育成推進員協議会	青少年健全育成啓発事業	30,000
14	青少年育成蕨市民会議	蕨市PTA連合会60周年記念大会・令和4年度蕨市PTA連合会研究協議会蕨市人権講演会、青少年健全育成をすすめる蕨市民大会、蕨市人権作文・人権標語入選者表彰式	30,000
15	青少年育成飯能市民会議	(事業中止) 少年の主張大会及び「家庭の日」ポスターコンクールでの啓発物品の配布	0
16	埼玉県里親会	会員研修事業	30,000
17	川越市青少年を育てる市民会議	青少年健全育成のための啓発事業	30,000
18	上尾市青少年育成連合会	第32回上尾市青少年健全育成推進大会	30,000
19	青少年育成秩父市民会議	秩父市青少年健全育成推進大会	30,000
20	寄居町青少年健全育成町民会議	青少年非行・被害防止特別強調月間キャンペーン	18,000
	計		628,000

令和4年度 夢を見つける！リアル体験教室

	教室名	講師・協力企業等	開催日	会場	定員	参加者数
1	ロボット工学の研究者になりたい	埼玉大学	7/24(日)	さいたま市	20	15
2	鉄道員になりたい【午前】	埼玉高速鉄道(株)	7/25(月)	さいたま市	125	119
	鉄道員になりたい【午後】		7/25(月)	さいたま市	125	117
	医療機器のスペシャリスト 臨床工学技士になりたい【午前】	公益社団法人 埼玉県臨床工学技士会	7/31(日)	さいたま市	0	0
	医療機器のスペシャリスト 臨床工学技士になりたい【午後】		7/31(日)	さいたま市	0	0
3	警察官になりたい【午前】	埼玉県警察本部	8/1(月)	さいたま市	24	20
	警察官になりたい【午後】		8/1(月)	さいたま市	24	20
4	新聞記者になりたい	(株)埼玉新聞社	8/3(水)	さいたま市	12	11
5	パティシエになってケーキを作りたい【午前】	(株)アブラノス	8/5(金)	さいたま市	20	18
	パティシエになってケーキを作りたい【午後】	埼玉ベルエポック製菓調理専門学校	8/5(金)	さいたま市	20	19
6	アナウンサーになりたい【午前】	(株)テレビ埼玉	8/6(土)	さいたま市	10	9
	アナウンサーになりたい【午後】		8/6(土)	さいたま市	10	9
7	管理栄養士になりたい	ウエルシア薬局(株)	8/7(日)	坂戸市	12	10
8	天文学者になりたい	埼玉大学	8/9(火)	さいたま市	35	32
9	マンガ家になりたい【午前】	山田ゴロ	8/11(木)	さいたま市	20	19
	マンガ家になりたい【午後】	山田ココア 山田うさ子	8/11(木)	さいたま市	20	17
10	研究所の研究者になりたい	理化学研究所	8/17(水)	和光市	20	19
11	理容師・美容師になりたい	埼玉県理容美容専門学校	8/19(金)	さいたま市	12	12
12	和菓子の職人になろう	(株)梅林堂	8/24(水)	熊谷市	12	12
13	ゲームプログラマーになりたい【午前】	アルスコンピュータ専門学校	8/24(水)	熊谷市	15	14
	ゲームプログラマーになりたい【午後】		8/24(水)	熊谷市	15	14
14	建築デザイナーになりたい	ケイアイスター不動産(株)	8/26(金)	本庄市	12	11
15	音楽家になりたい	武蔵野音楽学園 (武蔵野音楽大学附属高等学校)	9/4(日)	入間市	95	51
16	看護師になりたい【午前】	埼玉県立大学	9/11(日)	越谷市	15	15
	看護師になりたい【午後】		9/11(日)	越谷市	15	13
17	保育士になりたい【午前】	大宮こども専門学校	9/17(土)	さいたま市	15	13
	保育士になりたい【午後】		9/17(土)	さいたま市	15	11
18	薬剤師になりたい	城西大学薬学部	9/24(土)	坂戸市	20	18
1期(7～9月) 小計					738	638
19	デパート店員になりたい	(株)丸広百貨店	10/9(日)	川越市	15	14
20	ロボット工学の研究者になりたい	埼玉大学	10/16(日)	さいたま市	23	21
21	空から埼玉を守る防災航空隊員になりたい【午前】	埼玉県防災航空隊	10/22(土)	川島町	20	18
	空から埼玉を守る防災航空隊員になりたい【午後】		10/22(土)	川島町	20	19
22	環境を科学する博士になりたい【午前】	埼玉県環境科学国際センター	10/30(日)	加須市	20	14
	環境を科学する博士になりたい【午後】		10/30(日)	加須市	20	18
23	役者になりたい【午前】	(株)LDH JAPAN (協力：第一生命(株))	11/19(土)	さいたま市	20	20
	役者になりたい【午後】		11/19(土)	さいたま市	20	19
2期(10～11月) 小計					158	143
24	バス運転士になりたい【午前】	国際興業(株)	12/3(土)	さいたま市	15	15
	バス運転士になりたい【午後】		12/3(土)	さいたま市	15	13
25	科学者になりたい	日本工業大学	12/10(土)	富代町	48	46
26	宇宙工学者になりたい【第1回】	埼玉大学	12/4(日)	さいたま市	15	15
27	動物たちと働きたい【午前】	大宮国際動物専門学校	12/10(土)	さいたま市	30	24
	動物たちと働きたい【午後】		12/10(土)	さいたま市	30	27
28	フラワーデザイナーになりたい【午前】	テクノ・ホルティ園芸専門学校	12/11(日)	行田市	20	15
	フラワーデザイナーになりたい【午後】		12/11(日)	行田市	20	20
29	建築家(大工さん)になりたい	小川工業(株)	12/17(土)	鴻巣市	16	16
30	チアリーダーになりたい	尾野日登美氏	1/8(日)	和光市	20	16
31	宇宙工学者になりたい【第2回】	埼玉大学	1/29(日)	さいたま市	15	16
32	画家になりたい	青木美恵子氏 (協力：第一生命(株))	2/12(日)	さいたま市	12	11
33	映像クリエイターになりたい	S K I Pシティ映像ミュージアム	2/19(日)	川口市	25	21
34	プログラマーになりたい【午前】	アルスコンピュータ専門学校	2/25(土)	熊谷市	15	14
	プログラマーになりたい【午後】		2/25(土)	熊谷市	15	13
35	テレビのニュース番組をつくろう	(株)TBSホールディングス	3/4(土)	所沢市	30	30
36	コンサートをつくろう	埼玉県産業文化センター	3/5(日)	さいたま市	15	13
3期(12～2月) 小計					356	325
年間合計					1,252	1,106

県民会議受賞者等（敬称略）

- 1 令和4年度青少年育成埼玉県民会議表彰
- (1) 優良青少年団体賞（1団体）
深谷警察署少年柔道教室（深谷市）
※主に30歳未満の青少年で構成され、他の模範となる活動を長年行っている団体
- (2) 青少年育成功労賞（個人）10名
織田 鏡子（桶川市） 島田 達夫（久喜市） 鈴木 浩（三芳町）
千田 麗子（本庄市） 内藤 礼子（和光市） 萩原 章弘（さいたま市）
南 初枝（深谷市） 山口 美智江（志木市） 山田 貢（川越市）
山本 照恵（さいたま市）
※青少年の健全育成に資する活動を長年にわたり行っている方々
- (3) 青少年育成功労賞（団体）1団体
大宮西地区販売防犯連絡協議会（さいたま市）
※青少年の健全育成に貢献し、他の団体・グループの模範となる活動を長年にわたり行っている団体
- 2 令和4年度「家庭の日」ポスターコンクール（入賞・特別賞）
- (1) 小学生の部
最優秀賞 永瀬 馨子（桶川市立朝日小学校4年）
優秀賞 橋本 桜羽（久喜市立鷺宮小学校6年）
優良賞 井上 寿一（日高市立高萩小学校4年）
優良賞 野口 麻衣（伊奈町立小針小学校4年）
- (2) 中学生の部
最優秀賞 落合 純鈴（上尾市立原市中学校3年）
優秀賞 山下 そよか（飯能市立飯能第一中学校2年）
優良賞 木崎 優来（飯能市立飯能西中学校1年）
優良賞 真々田 愛良（三郷市立南中学校1年）
- (3) 特別賞
「埼玉県映画協会」特別賞 宮田 若奈（三郷市立彦成小学校3年）
「株式会社イワコー」特別賞 西澤 みう（淑徳与野中学校1年）
「テレ玉」特別賞 宮田 彩夏（三郷市立彦成小学校5年）
「埼玉県美術教育連盟」特別賞 田中 美光（三郷市立早稲田小学校1年）

※家族みんなが温かくふれあう日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、普及を図っています。

その一環として、家庭や地域におけるふれあい、絆をテーマとしたポスターを募集・展示することにより、家庭や地域のより良い環境づくりについて改めて考えていただくことを目的に、「家庭の日」ポスターコンクールを実施しています。

第2号議案

令和4年度青少年育成埼玉県民会議決算

資料2

令和4年度青少年育成埼玉県民会議決算

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

収入の部

(単位:円)

項目	当初予算額 (A)	収入済額 (B)	比較増減額 (B-A)	摘要
1 会費	1,218,000	1,398,000	180,000	
2 補助金等	4,000,000	4,000,000	0	
(1) 県	3,500,000	3,500,000	0	インターネット 476 育成推進団体 722 青少年の主張 803 県民会議運営 1,499
(2) (独) 国立青少年教育振興機構	500,000	500,000	0	少年の主張全国大会委託料
3 事業収入	640,000	650,000	10,000	協賛金(リーフレット9団体、青少年の主張7団体、家庭の日1団体)
4 諸収入	1,000	23	-977	預金利子
5 繰越金	1,440,000	1,440,104	104	
合計	7,299,000	7,488,127	189,127	

支出の部

(単位:円)

項目	当初予算額 (A)	支出済額 (B)	執行残額 (A-B)	摘要
1 夢あふれる若者づくり	2,611,000	1,989,579	621,421	
(1) 青少年の主張大会	1,380,000	1,175,984	204,016	大会開催経費、賞状、作品集
(2) 県民運動活性化助成事業補助金	890,000	628,000	262,000	18団体
(3) 青少年の夢や希望を育む事業	341,000	185,595	155,405	リアル体験教室共催経費
2 安心安全な環境づくり	1,730,000	1,594,569	135,431	
(1) 啓発リーフレットの作成	540,000	529,814	10,186	非行防止リーフレット、いじめ防止啓発品
(2) インターネット対策	480,000	479,194	806	
(3) 青少年育成推進団体委嘱	710,000	585,561	124,439	研修会、ボランティア保険
3 家族の絆づくり	420,000	353,210	66,790	
(1) 家庭の日ポスターコンクール	350,000	353,210	-3,210	募集ポスター作成経費、入賞者副賞等
(2) 家族ふれあいキャンペーン	70,000	0	70,000	
4 地域での活動づくり	1,998,000	1,886,105	111,895	
(1) 県民会議表彰	178,000	150,937	27,063	賞状等経費
(2) 県民会議運営	1,820,000	1,735,168	84,832	諸会議開催経費、臨時職員雇用経費
5 予備費	540,000	0	540,000	
合計	7,299,000	5,823,463	1,475,537	

剰余金

7,488,127 円(収入済額) - 5,823,463 円 = 1,664,664 円

剰余金の処理

次年度繰越金へ充てる

令和4年度青少年育成埼玉県民会議積立金

(単位:円)

項目	4年度への繰越金	4年度中増減額	4年度末額	摘要
繰越金	724,598		724,598	
取崩額		0	0	
運用利子		12	12	
合計	724,598	12	724,610	

令和4年度青少年育成埼玉県民会議財産目録

(単位:円)

資産の部	
科目	金額
1 現金・預金	
武蔵野銀行普通預金	1,664,664
武蔵野銀行普通預金	0
埼玉りそな銀行普通預金	0
埼玉りそな銀行定期預金	724,610
流動資産計	2,389,274
2 備品	
デジタル一眼レフカメラ	
プロジェクター一式	
資産合計	2,389,274
負債の部	
科目	金額
負債合計	0
正味財産	2,389,274

監査報告書

令和4年度収支決算及び会務の執行につき、監査の結果これを適正と認めます。

令和5年 4月 28日

青少年育成埼玉県民会議

監事

奥内 智

監事

羽石 貴裕

第3号議案

令和5年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、運動の体系
及び事業計画（案）

令和5年度

青少年育成埼玉県民会議活動方針、運動の体系及び事業計画（案）

I 活動方針

1 基本理念

青少年の健全育成は、全ての県民や組織がそれぞれの責任や役割に応じて担うべき社会的責務である。

県民会議においては、県行政との一体的推進を基本にして、県民の総意を結集し、連携・協働による健全育成活動を推進する。

2 活動の背景

情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症の流行など、青少年を取り巻く状況は大きく変化している。

このような中、ひきこもりや不登校、いじめ、虐待、非行、貧困など社会生活を営む上で困難を有する青少年の問題は、依然として深刻な状況であり、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められている。

また、青少年へのインターネットやスマートフォンの普及に伴い、長時間利用による生活習慣の乱れ、ネットやゲームへの依存、SNSに起因する性被害、ネットを利用した誹謗中傷やいじめなどの問題も発生している。

これらの多様で複合的な問題の解決には、関係機関等が連携するとともに、家庭、地域、学校が一体となり、社会全体で青少年を見守り、育てていく取組が必要である。

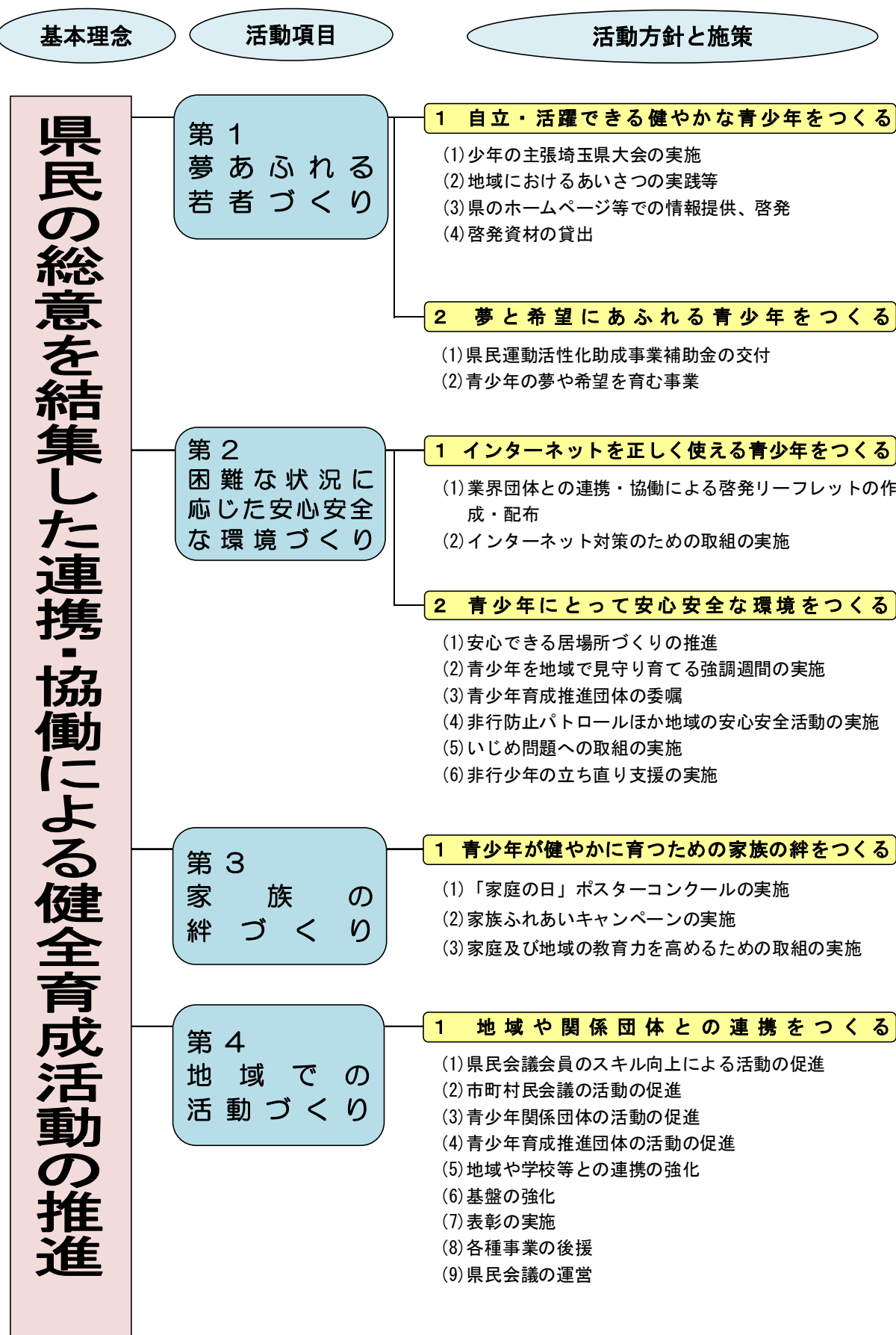
3 活動項目

活動の背景を踏まえ、県民会議においては、学校や家庭、地域はもとより、民間企業などと連携・協働しながら、以下の内容を活動項目とした県民運動を積極的に展開する。

- (1) 夢あふれる若者づくり
- (2) 困難な状況に応じた安心安全な環境づくり
- (3) 家族の絆づくり
- (4) 地域での活動づくり

また、青少年の健全育成に関わる地域での活動の輪を更に大きく広げて、地域社会全体を巻き込んだ県民運動を展開する。

II 運動の体系



Ⅲ 事業計画

第1 夢あふれる若者づくり

1 自立・活躍できる健やかな青少年をつくる

(1) 少年の主張埼玉県大会の実施

青少年が広い視野に立って物事を考える力を養うとともに、自分自身を見つめ直す契機とするとともに、大人が青少年に対する理解を深める場とするため実施する。

(2) 地域におけるあいさつの実践等

青少年に対する「日常のあいさつ」や「気遣いの声かけ」を県民に呼びかけるとともに、青少年育成推進団体が中心となって地域で子供を見守る活動の取組を推進する。また、日本に在住している外国人の子供たちへの声かけ・見守りや地域を訪れる諸外国の方々との交流を推進していく。

(3) 県のホームページ等での情報提供、啓発

県のホームページや県公式SNS（Twitter等）、県民会議広報紙「青少年さいたま」等において、県民会議の活動状況などの情報発信を推進する。

(4) 啓発資材の貸出

市町村民会議等に対し、啓発DVDの貸し出しを行う。

2 夢と希望にあふれる青少年をつくる

(1) 県民運動活性化助成事業補助金の交付

県民運動を全県に広く普及させるため、正会員である団体や青少年育成推進団体が行う子供の体験活動などの健全育成活動や非行防止に向けたパトロール活動などの活性化に向けた支援を行う。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、各団体の事業等が中止・縮小され、子供たちが様々な体験をする機会が減っている。子供たちの体験機会の充実に資する事業について、新規に実施する場合のほか、社会経済活動の正常化を見据えつつ自粛されてきた活動を再開する場合にも、補助額を上乗せするなど、積極的に支援していく。

(2) 青少年の夢や希望を育む事業

県との共催で、チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力を育成する職業体験を通し、将来の夢の発見、実現を支援する「リアル体験教室」を、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に十分配慮した上で実施する。また、実施に際しては、児童福祉施設やジュニア・アスポート教室、子ども食堂等の優先参加枠を設定し、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない児童の体験機会の確保に努める。

第2 困難な状況に応じた安心安全な環境づくり

1 インターネットを正しく使える青少年を育成する

(1) 業界団体との連携・協働による啓発リーフレットの作成・配付

業界団体との連携を強化し、業界団体の協賛による中学・高校生向け健全育成・非行防止リーフレットを作成・配布する。

(2) インターネット対策のための取組の実施

青少年のスマートフォン等を通じた有害情報への接触、SNSや自画撮り被害等のトラブル、ネット依存等を防ぐため、県、学校、地域の関係団体等と協働し、インターネット対策の普及・啓発を図る。そのため、学校等からの要請に応じてネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や親子での利用ルール作りの大切さ等を啓発する「子供安全見守り講座」（県事業）を積極的に活用してもらうため、当事業の積極的な周知に取り組む。

2 青少年にとって安心安全な環境をつくる

(1) 安心できる居場所づくりの推進

子ども食堂など、子供が安心して過ごせる居場所づくりを推進し、地域の中で子供を見守り支えていく取組を広げていく。

(2) 青少年を地域で見守り育てる強調週間の実施

7月の第4土曜日を初日とする1週間を「青少年を地域で見守り育てる強調週間」とし、夏休みにおける非行防止活動等の気運を盛り上げる。

(3) 青少年育成推進団体の委嘱

地域での県民運動を推進するボランティア団体として、青少年育成推進団体を委嘱し、活動を支援する。任期は令和5年4月1日から2年間である。

(4) 非行防止パトロールほか地域の安心安全活動の実施

地域の実情に応じ、青少年育成推進団体や市町村民会議による少年たちへの積極的な声かけを行う非行防止パトロールや繁華街の夜間巡視等を実施するとともに、声かけ時等において、インターネット上で違法な行為の実行役などを募る「闇バイト」や自画撮り被害防止等に係る普及啓発を行う。また、子供たちの安心・安全を図るため、通学時間帯における見守りを強化するとともに、いじめの兆候となる行動が見られるか留意する。その他市町村や自治会などが実施するキャンペーンやパトロールなどの見守り活動に参加・協力し、地域の安心安全活動を行うとともに、非行防止パトロール研修を行い、スキルアップを図る。

(5) いじめ問題への取組の実施

大きな社会問題となっている子供のいじめ問題については、県が定めた11月の「いじめ撲滅強調月間」を中心に、学校の中だけではなく、地域

と連携して根絶に向けて取り組む。また、いじめ問題の防止をはじめ、社会全体で青少年を見守り、育てていく取組に資する啓発品を作成・配布する。

さらに、いじめ防止啓発DVDを市町村等に貸し出しを行うことなどを通じて、いじめ防止の啓発に積極的に取り組んでいく。

(6) 非行少年の立ち直り支援の実施

県が行う関係機関や民間団体と連携した非行少年の立ち直り支援の取組に対し、体験活動の場の提供などにより協力する。また、地域における青少年の再非行防止の機運醸成に向けた取組を促進する。

第3 家族の絆づくり

1 青少年が健やかに育つための家族の絆をつくる

(1) 「家庭の日」ポスターコンクールの実施

より良い家庭環境づくりを進める「家庭の日」の普及とともに、県民に家庭や地域社会の持つ機能を再認識してもらうため、小・中学生を対象とするポスターコンクールを企業等と連携して実施する。また、WEB作品集を制作するとともに、展示会を開催し広くPRする。

(2) 家族ふれあいキャンペーンの実施

ア 県と協働で実施するもの

旅行会社や飲食店、レジャー施設等の協力により、家族割引等のサービスを提供する「パパ・ママ応援ショップ事業」と連携し、家族のふれあいを深めるきっかけづくりを支援する。

また、8月を「彩の国家族ふれあい月間」としてPRを強化する。

イ 民間との協働で実施するもの

レジャー施設の招待券などのプレゼントを様々な広報ツールを用いて県民に伝え、家族がふれあう機会の提供と「家庭の日」の更なる周知を図る。

(3) 家庭及び地域の教育力を高めるための取組の実施

家庭の教育力の向上を図るため、特に思春期を迎える子供たちを抱える親やこれを支える地域が子供とどのように向き合うべきかを学習する研修を県と連携して開催する。

第4 地域での活動づくり

1 地域や関係団体との連携をつくる

(1) 県民会議会員のスキル向上による活動の促進

市町村民会議、青少年団体及び青少年育成団体など県民会議会員の人材育成を図り、青少年を取り巻く厳しい環境を背景に、様々な問題を抱える子どもたちに対応できるスキルを向上させ、地域における青少年育成活動の活性

化を促進する。

(2) 市町村民会議の活動の促進

各市町村において県民運動を中心的に担う組織として、市町村民会議の活動を活性化するとともに、未設置市町村に対し設置を働きかける。

ア 市町村民会議全体連絡会議の開催

県民会議と市町村民会議との連絡を円滑に行うとともに、市町村民会議相互の連携を強化するため、必要に応じて開催する。

イ 市町村民会議との意見交換の場の設置

市町村民会議の現状や課題、県民会議に対する要望等を把握するため状況に応じて設ける。

ウ 市町村民会議の活動事例収集・発表

市町村民会議の活動を一層活性化するため、他の活動の参考となる活動事例を収集し、情報提供するとともに発表の機会を設ける。

(3) 青少年関係団体の活動の促進

県民運動の一層の推進を図るため、青少年団体及び青少年育成団体間の連携を強化するとともに、地域における青少年健全育成の県民運動を浸透させ、青少年育成活動の活性化を促進する。

(4) 青少年育成推進団体の活動の促進

ア 全体研修会の開催

団体活動員の知識と資質の向上を図り、青少年育成推進団体による健全育成活動に資するために開催する。

イ 代表推進員連絡会議の開催

県民会議と代表推進員との連絡を円滑に行うとともに、団体活動員による健全育成活動と県や県民会議の施策等との連動を図るために開催する。

ウ 団体活動員の活動に必要な資機材や啓発物の提供

(5) 地域や学校等との連携の強化

地域における県民運動の浸透を図るため、団体活動員による学校訪問、地域や学校行事等への参画などにより地域や学校等との連携を強化する。また、連携しやすい環境を整備するため、県民運動のより一層の周知を図る。

(6) 基盤の強化

県民会議の基盤を強化するため、賛助会員（団体）の増強や会員相互の連携・協働に取り組む。

ア 賛助会員（団体）の増強

賛助会員（団体）の勧誘・増加に努める。また、5年を経過した賛助会員（団体）及び累計で10万円の会費を納入した賛助会員（団体）に対して感謝状を送付するほか、累計で20万円の会費を納入した賛助会員（団体）に感謝状を贈呈する。（以降会費納入額が10万円増加するご

とに感謝状を贈呈する。)また、50万円以上の寄付や、協賛金など県民会議事業への協力が累計で50万円あったときに感謝状を贈呈する。さらに、賛助会員情報のホームページへの掲載や広報紙へ企業のCSR活動や事業内容を掲載するなどの掲載内容の充実を図るとともに、イベント時において賛助会員の事業に関するパンフレットを配布するなどサービス向上を図る。

イ 賛助会員（団体）との連携・協働の強化

既存事業の効果をより一層高めるとともに、少年の主張大会や家庭の日ポスターコンクールを中心に、賛助会員（団体）や趣旨に賛同する団体等と連携・協働する事業等を積極的に開拓する。

また、賛助会員（団体）と市町村民会議や青少年団体、青少年育成団体間等での交流・連携を深め、青少年の健全育成に向けた取組を進める。

(7) 表彰の実施

模範的な活動を行っている優良青少年団体や顕著な功績のあった青少年育成功労者に対する表彰を実施する。

(8) 各種事業の後援

青少年の健全育成に資すると認められる各種事業を積極的に後援することにより、県民運動のより一層の周知を図るとともに、各種団体と幅広く連携を図る。

(9) 県民会議の運営

各種会議の開催等、県民会議の運営を行う。賛助会員の拡大や少年の主張大会・家庭の日ポスターコンクールへの協賛企業の拡大等を通じて収入の拡大を図るとともに、業務の電子化（会員への資料送付を郵送ではなく電子メールを利用など）等を通じて、支出の削減も進めていく。

第4号議案

令和5年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

令和5年度青少年育成埼玉県民会議予算(案)

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

収入の部

(単位:千円)

項目	5年度予算額 (A)	前年度当初予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	摘要
1 会費	1,374	1,218	156	
2 補助金等	4,200	4,000	200	
(1) 県	3,500	3,500	0	インターネット476 育成推進団体729 少年の主張803 県民会議運営1,492
(2) (独) 国立青少年教育振興機構	700	500	200	少年の主張全国大会委託料
3 事業収入	650	640	10	非行防止リーフレット 協賛金300 少年の主張大会 協賛金 340 家庭の日ポスターコンクール協賛金 10
4 諸収入	1	1	0	預金利子
5 繰越金	1,664	1,440	224	
合計	7,889	7,299	590	

支出の部

(単位:千円)

項目	5年度予算額 (A)	前年度当初予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	摘要
1 夢あふれる若者づくり	2,736	2,611	125	
(1) 青少年の主張大会	1,505	1,380	125	
(2) 県民運動活性化助成事業補助金	890	890	0	
(3) 青少年の夢や希望を育む事業	341	341	0	
2 安心安全な環境づくり	1,963	1,730	233	
(1) 啓発リーフレットの作成	589	540	49	
(2) インターネット対策	524	480	44	
(3) 青少年育成推進団体委嘱	850	710	140	
3 家族の絆づくり	562	420	142	
(1) 家庭の日ポスターコンクール	492	350	142	
(2) 家族ふれあいキャンペーン	70	70	0	
4 地域での活動づくり	2,080	1,998	82	
(1) 県民会議表彰	195	178	17	
(2) 県民会議運営	1,885	1,820	65	
5 予備費	548	540	8	
合計	7,889	7,299	590	

令和5年度青少年育成埼玉県民会議予算(案)

積立金の運用について

(単位:円)

項目	令和5年度への繰越金	5年度中増減予定額	5年度末予定額	摘要
繰越金	724,610		724,610	
取崩額		0	0	
運用利子		70	70	
合計	724,610	70	724,680	

参 考 资 料

青少年育成埼玉県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成埼玉県民会議と称する。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1号
埼玉県県民生活部青少年課内に置く。

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、
次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための事業
- (2) 社会環境の浄化を図るための事業
- (3) 勤労青少年の生活条件等を改善するための事業
- (4) 青少年の健全育成施設を整備するための事業
- (5) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための事業
- (6) 健全な青少年グループの育成を図るための事業
- (7) 体育及びレクリエーションを奨励するための事業
- (8) 青少年の非行及び事故防止のための事業
- (9) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この会議の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 正会員は、この会議の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

3 賛助会員は、この会議の目的に賛同し、この会議の運営に協力する個人及び法人又は団体とする。

(会 費)

第6条 この正会員及び賛助会員は、次に定める会費を収めなければならない。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 個人である正会員 | 年額 3,000円 |
| (2) 法人又は団体である正会員 | 年額 5,000円 |
| (3) 個人である賛助会員 | 年額 103,000円とし、10以上 |
| (4) 法人又は団体である賛助会員 | 年額 1010,000円とし、10以上 |

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、正会員については、前項の承認をするときは理事会の議を経なければならない。ただし、会長において、理事会を開催するいとまがないと認めるときは、理事会の議を経ることなく、入会を承認することができる。この場合、会長は次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員がこの会議の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席者の4分の3以上の議決により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。) 25名以上35名以内
- (4) 監 事 2名

2 理事及び監事は、総会において正会員の中より選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、この会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条の2 この会議に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応ずる。

4 参与は理事会に出席し、意見をのべることができる。

第4章 事務局及び職員

(設置及び職員)

第15条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。ただし、会長が必要と認め、埼玉県職員のうちから任命した職員の給与は、無給とする。

(組織及び運営)

第16条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に

定める。

第5章 会 議

(種 別)

第17条 この会議の会議は、総会、理事会及び小委員会の3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 小委員会は、理事の中から会長の推薦により理事会の承認を受けた理事9名以内をもって構成する。

(権 能)

第19条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) その他この会議の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決をする。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 小委員会は、次の事項の協議をする。

(1) 総会、理事会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会に付議すべき事項のうち会長が指定した事項

(3) その他総会、理事会の議決を要しない会務に関する事項

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、理事が必要と認めるとき、又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

4 小委員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(招 集)

第21条 会議は、会長が招集する。総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会、理事会及び小委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第23条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事、小委員会においては委員がそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 会長は、必要があると認めるときは、書面をもって、総会においては会員、理事会においては理事、小委員会においては委員に意見を求めて、それぞれの会議の議決に代えることができる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以内が署名しなければならない。

(会長専決)

第27条 会長は、事業の執行上やむを得ない場合又は軽易な事項については、これを専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、これを次の理事会に報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会議の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 国及び埼玉県の助成金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この会議の経費は、資産をもって支弁する。

(決算)

第31条 この会議の収支決算は、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会議の解散は、理事会及び総会において、それぞれの出席者の4分の3

以上の同意を得なければならない。

2 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経てこの会議と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

第35条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

青少年育成埼玉県民会議規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、青少年育成埼玉県民会議規約（以下「規約」という。）第34条の規定に基づき、青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）の規約の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(入会申込書)

第2条 この会議に入会しようとするものは、様式第1号の入会申込書を提出しなければならない。

(退 会 届)

第3条 この会議を退会しようとするものは、様式第2号の退会届を提出しなければならない。

(会議の表決)

第4条 この会議の総会及び理事会の表決のうち、文書による表決及び代理人に表決を委任する場合の書面の様式は、次のとおりとする。

- (1) 文書表決書 様式第3号
- (2) 委 任 状 様式第4号

(会費の請求及び領収)

第5条 この会議の会費の請求及び領収は、様式第5号の会費納入通知書兼領収書により行うものとする。

(理事の選出方法)

第6条 理事は次のとおり選任するものとする。

- (1) 学識経験者の中から 8名以内
- (2) 青少年団体の代表者の中から 6名以内
- (3) 青少年育成団体の代表者の中から 5名以内
- (4) 市町村民会議の代表者の中から 16名以内

(理事選任に関する特例)

第6条の2 この会議に所属する団体等の代表である理事が変更した場合にあたっては、当該団体等から県民会議会長（以下「会長」という。）に提出する当該団体に係る代表者変更届の受理をもって、規約第7条に規定する手続きを経たものとみなす。

(事務局職員)

第7条 規約第15条の規定により、事務局に次の職員を置く。

事務局長	1名	主 幹	若干名
次 長	1名	局 員	若干名

2 職員の服務及び給与等については、埼玉県職員の例を参考に会長が別に定める。

(職務権限)

第8条 県民会議の業務は、会長の決裁を経てこれを行う。ただし、会長がその権限を委任した事項については、この限りではない。

第9条 前条ただし書の規定に基づき、事務局長の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成県民運動事業の推進に関すること。
- (2) 事務局職員の人事に関すること。
- (3) 事務局職員の服務に関すること。
- (4) 県民会議予算案の作成に関すること。
- (5) 県民会議決算書の作成に関すること。
- (6) 予算執行に関すること。
- (7) 物品の調達、保管に関すること。
- (8) 事務局職員の旅行命令に関すること。
- (9) 職員の管理に関すること。

2 事務局長は、その権限の一部を、次長又は主幹に委任することができる。

(文 書)

第10条 県民会議の事務は、文書をもって処理することを原則とする。

2 文書の收受、発送は、簿冊を備えて記録整備するものとし、発送文書には「(暦年数字)青埼会第何号」の記号を付する。

3 收受文書は、受付簿に所要事項を記載し、文書の欄外に受付印を押して事務局長を経由して会長に供覧する。ただし、軽易なものは、この限りではない。

第11条 県民会議の職印は、次の掲げるものとし、事務局長の指定を受けた職員が管理する。

(1) 会 議 印

(2) 会 長 印

(3) 事務局長印

(財務会計)

第12条 県民会議の財務会計事務については、別に定める。

(費用弁償)

第13条 県民会議の役員及び事務局職員が、業務のため旅行するときは、費用弁償を行うものとする。

第14条 前条の費用弁償は、埼玉県職員旅費の支給例によるものとする。

(旅行命令の委任)

第15条 次長は、主幹及び局員の旅行を命令することができる。ただし、7日を超える旅行にあたってはこの限りではない。

第16条 次長不在の場合においては、主幹は、会計規程第11条第2項第2号の収支命令及び第17条の旅行命令を代決することができる。

(書類及び帳簿の様式)

第17条 会計規程第11条に定める収入何及び支出何、会計規程第35条に定める諸帳簿並びに第17条に定める旅行命令簿の様式は別に定める。

(その他)

第18条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年5月29日から施行する。

附 則

この細則は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月20日から施行する。

様式第1号

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議会長 様

氏 名
(代表者名)
団 体 名
住 所
電 話 番 号 ()

下記のとおり貴会議に入会を申し込みます。

記

- 1 正 会 員
(1) 個 人
(2) 団 体

- 2 賛 助 会 員 ()
(1) 個 人
(2) 団 体

注) 該当の番号に○印をすること。

様式第2号

退 会 届

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議会長 様

氏 名
(代表者名)
団 体 名
住 所
電 話 番 号 ()

下記の理由により退会したいのでお届けします。

記

理 由

様式第3号

文 書 表 決 書

私は、令和 年 月 日開催の青少年育成埼玉県民会議

総 会に提出された案について、下記のとおり文書によって
理事会

表決します。

記

第1号 案	何々	賛否
第2号 案	何々	賛否

(○印をもってお示し下さい。)

令和 年 月 日

氏 名
(団体名)
住 所

青少年育成埼玉県民会議会長 様

青少年育成埼玉県民会議会費納入通知書兼領収書

令和 年度

〒

様

下記金額を納入してください。

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕 印

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は無料です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(納入者保存)

納入済印

青少年育成埼玉県民会議会費振込依頼書

令和 年度

〒

様

下記金額を納入してください。

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は無料です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(取扱銀行保存)

納入済印

青少年育成埼玉県民会議会費収入済通知書

令和 年度

〒

様

下記金額を収入しましたので通知します。

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は無料です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(取扱銀行→取りまとめ店→
青少年育成埼玉県民会議
事務局)

納入済印